

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：令和5年度カリキュラムにおいて、教員養成カリキュラム改革推進本部が開設母体となる授業科目があるため、カリキュラムの検証や充実・教科施策の立案だけでなく、授業科目を開設することができるよう要項の改正を行う。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</p> <p><u>(2) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案並びに授業科目の開設に関する業務</u></p> <p>(3) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務</p> <p>(4) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務</p> <p>(5) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務</p> <p>(6) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務</p> <p>(7) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進</p> <p><u>(2) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務</u></p> <p>(3) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務</p> <p>(4) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務</p> <p>(5) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務</p> <p>(6) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務</p> <p>(7) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務</p> <p>〔省略〕</p>